

平成19年11月13日

嘉麻市長 松 岡 賛 殿

嘉麻市行政改革推進審議会  
会長 山 崎 克 明

補助金等の見直しについて（答申）

平成19年2月15日付け18嘉行第79号で嘉麻市長から諮問のあった下記事項について、本審議会にて慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

記

1. 補助金等交付基準（案）の作成について
2. 補助金等交付基準（案）に基づく補助金等の見直しについて

## 嘉麻市補助金交付基準（審議会案）

## 嘉麻市補助金交付基準（審議会案）

### 1 趣旨

この基準は、市が交付する補助金についての一定の基準を定めることにより、補助金の公平性、公正性並びに透明性を確保し、もって補助金制度の効果的かつ適正な運用を図るため、策定するものである。

### 2 定義

この基準において「補助金」とは、公益上必要があると認められる場合に個人や団体等に対して交付する補助金、助成金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない現金給付をいう。

### 3 交付対象

補助の対象は、原則として、次に掲げるものとする。

#### (1) 事業費

市以外の者が実施する事業に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要と認められるもの

#### (2) その他

(1) 以外に格差是正、個人の経済的負担軽減、その他一定の行為への誘導のために金銭的な援助が必要と認められるもの

### 4 交付基準

補助金の交付にあたっては、次に掲げる公益性及び適格性の点から、適否を判断するものとする。

#### (1) 公益性

① 補助金の交付が客観的にみて公益上必要であると認められるもので、次のいずれかの要件を満たすものであること。

ア 福祉の増進や地域の振興等について高い必要性が認められるもので、特定のもののみ利益に供することのないもの

イ 市の施策として積極的に推進しようとするもの

ウ 地域の経済、産業の振興、雇用の促進の分野において、市が積極的に普及、支援する上で、事業推進を図るための援助が必要なもの

エ 社会福祉の増進に著しく貢献する事業、または、文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献する事業

② 補助金の交付に対して費用対効果が認められること。

③ 事業活動の目的、視点、内容などが社会経済情勢に合致していること。

④ 市民と行政の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。

(2) 適格性

- ① 補助金の支出の根拠が明確で法令等に抵触していないこと。
- ② 団体等の会計処理及び使途が適切であること。
- ③ 団体等の決算における繰越金の額が交付しようとする補助金の額を超えていないこと。
- ④ 団体等の設置目的と事業活動の内容が一致していること。
- ⑤ 団体等の構成員から会費を徴収するなどして自主財源の確保に努めていること。
- ⑥ 市の担当者が団体等の事務局を兼務していないこと。

5 交付額等の基準

補助金交付額の確定にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとし、詳細な内容については、補助金ごとの交付要綱に別に定めるものとする。

(1) 補助対象経費

補助の対象とする経費については、原則として、団体等の活動事業費に限定するものとし、次に掲げる経費については、補助の対象とはしないものとする。

- ① 交際費、慶弔費、飲食費並びに親睦会費等事業の実施との関係が少ないと判断される経費
- ② 事業の実施と関係が少ないと判断される視察研修費及び旅費等
- ③ その他社会一般通念上、公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費

(2) 補助率

補助金交付額の算定にあたっては、交付目的及び事業内容、市の財政状況等を考慮し、次に掲げる基準を参考として補助率を定めるものとする。ただし、補助率を定めて交付することが、その性格上なじまない補助金については、この限りでない。

(参考基準)

|     |       |        |
|-----|-------|--------|
| 団 体 | 事 業 費 | 2分の1以内 |
| 個 人 | 事 業 費 |        |

(3) 適正化

補助金交付額の適正化を図るため、次に掲げる事項を考慮するものとする。

- ① 国庫補助や県費補助を伴う事業に係る市の補助は、合理的理由がない限り上乗せ補助は行わない。
- ② 事業費の全額を補助金で賄う事業については、原則補助の対象としない。

- ③ 個人を対象とする補助については、市税の納付状況や所得要件等による交付の制限を必要に応じて設定する。
- ④ 利子補給に係る補助については、金利情勢に応じた補助率とする。
- ⑤ 補助金交付額については、必要に応じて、上限額を設定する。

## 5 交付期間等

補助金の交付にあたっては、補助金の実効性を確保するため、次に掲げる終期を設定するなどして交付期間を定めるものとする。

- ① 国や県の制度による補助は、その制度の終了に合わせて補助を終了する。
- ② その他の補助については、すべて3年以内の終期を設定し、更新が必要な場合には、必ず見直しを行うものとする。

## 6 交付要綱等

補助金を交付するにあたっては、本基準を踏まえ、各補助金について交付要綱を策定するものとし、交付要綱には、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

- ア 目的
- イ 対象者
- ウ 対象経費
- エ 補助率
- オ 終期
- カ その他補助金交付にあたって必要な事項

# 補助金見直しに関する答申

平成19年11月

嘉麻市行政改革推進審議会

(目次)

|    |                     |   |
|----|---------------------|---|
| 1  | はじめに                | 1 |
| 2  | 補助金見直しにあたっての基本的な考え方 | 2 |
| 3  | 補助金見直しにあたっての基本的な視点  | 2 |
| 4  | 補助金見直しの方向性          | 2 |
| 5  | 補助金交付基準             | 2 |
| 6  | 補助金の見直し基準           | 4 |
| 7  | 補助金の見直し方法           | 5 |
| 8  | 補助金の見直し結果           | 5 |
| 9  | 本市補助金制度における問題点等     | 6 |
| 10 | 審議会提言               | 6 |

(別添)

- 別添1 補助金見直し結果一覧表
  
- 別添2 参考資料
  - ・嘉麻市行政改革推進審議会委員名簿
  - ・審議の経過
  - ・見直し対象外とした補助金一覧表
  - ・補助金等個別調査票（概要関係） 様式1
  - ・補助金等個別調査票（団体関係） 様式2
  - ・補助金等個別調査票（チェック関係） 様式3
  - ・補助金等交付団体アンケート
  - ・補助金等見直し評価シート

## 1. はじめに

嘉麻市は、総合的なまちづくりや行政サービスの維持向上等を目指して平成18年3月27日に1市3町の合併により誕生いたしました。市の財政状況は、平成17年度決算における経常収支比率が111.3%に陥るなど、ここ2～3年のうちに財政再建団体への転落が現実味を帯びるほどの、まさに破綻寸前の危機的財政状況となっております。

市は、こうした状況を踏まえ、財政再建団体への転落を回避し、自立した自治体としての確固とした行財政基盤を構築することを目標として、本年2月に行政改革大綱並びに行政改革実施計画を策定し、この計画に基づき本格的な行政改革の取組みを開始したところです。

本審議会は、この行政改革実施計画の重要な取組みの一つとして、本年2月に市長からの諮問を受け、市が交付している補助金をゼロベースから見直しました。

審議会としては、この補助金見直しにあたって、地方自治法上の必要条件である公益上の必要性については言うに及ばず、補助金は市民の貴重な税金であるという基本的な考え方のもと、危機的財政状況への対応と地域でできることは地域でといった市民との協働を基本的な視点として、また、この新しく誕生した嘉麻市民としての一体感や市民意識の醸成という本市特有の課題等も交えて計17回にわたって活発な議論を行ってまいりました。

今次の補助金見直しの結果は、本市の危機的財政状況への対応に基本的な視点を置く関係から、審議会としても非常に厳しい見直し内容になっていると考えているところです。しかし、今次の見直しは、今後の行政運営の中で最も重要になってくる、市民と行政が対等の立場で協働する「新しい公共」を形成し推進することを通して、本市が自立した自治体として今後も生き残れるかどうか、そして、この新しく誕生した嘉麻市にとって未来のある新しい時代を切り開くことができるかどうかの重要な試金石となりうると考えております。

以上のことから、市長にあつては、明日の嘉麻市のために、大いなる決意と強いリーダーシップを発揮され、この見直し結果に積極的に取り組まれることを大いに期待するところです。そして、この嘉麻市が一日でも早くこの危機的状況から脱却し、自立した自治体としての確固とした行財政基盤が構築されることを希望いたします。



## 2. 補助金見直しにあたっての基本的な考え方

補助金の見直しにあたっては、「補助金等の財源は公金であり、それは市民の貴重な税金により成り立っている」という基本的な考え方に立って行いました。

そして、交付する側（行政）並びに交付される側(住民)は、この最も基本的な考え方に基づいて、補助金制度そのものを運用していく必要があると考えます。

## 3. 補助金見直しにあたっての視点

補助金の見直しにあたっては、基本的な考え方を踏まえ、次の三つの視点に立って見直しを行いました。

### ①財政の視点からの見直し

恒常的に交付している補助金や、既に補助目的を達成してしまったもの、統合すべきものなどの見直しを進めることにより、補助金総額の削減を図り、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効かつ効率的な活用を図る必要があります。

### ②補助事業内容の見直し

事業内容について、公益性が高く、市民ニーズに合致しているか、さらに補助金の使途が適切であるかなど、その内容を見直すことにより、交付事業の適正化や補助金の有効活用を図る必要があります。

### ③交付基準による見直し

補助金交付のあり方を客観的に判断する基準を作成し、公平・公正な審査及び検討を行う必要があります。

## 4. 補助金見直しの方向性

補助金見直しの方向性については、本市の財政状況や市民との協働の推進等を踏まえ、次の二つを見直しの方向性として決めました。

### ①事業費補助への移行

補助金の交付にあたっては、本来事業を対象に補助されるべきものであり、事業に対する計画が立てられ、事業目的の達成に向けて行政が資金的な支援をしていくことが必要であると判断された場合に、補助金が交付されるべきものです。

### ②運営費補助の適正化

団体の運営に対する補助については、団体の設立時など初期の段階において運営基盤が脆弱である場合や自立できるまでの一定期間は、運営費に対する補助も必要ですが、団体の自立促進を図るため、補助の対象となる経費を定め、終期を定め段階的に減額していくことが望ましいと考えます。

## 5. 補助金交付基準

補助金見直しにあたっての基本的な考え方や視点等を踏まえ、具体的な検討・見直し

を行う際の基準となる補助金交付基準を次のとおりとしました。

(1) 事業の公益性・効果性

①補助金の交付が客観的にみて公益上必要であること。

ここでいう公益上の必要性については、次の項目が挙げられる。

ア 福祉の増進や地域の振興等について高い必要性を認められるもので、特定のもののみの利益に供することのないもの

イ 市の施策として、積極的に推進しようとするもの 等

②補助金の交付に対して費用対効果が認められること。

③事業活動の目的、視点、内容などが社会経済情勢（ニーズ）に合致していること。

④行政と市民の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。

(2) 団体等の適格性

①補助金の支出の根拠が明確で法令等に抵触していないこと。

②団体等の会計処理及び使途が適切であること。

③団体等の決算における繰越金の額が補助金の額を超えていないこと。

④団体等の設置目的と事業活動の内容が一致していること。

⑤団体等の構成員から会費を徴収するなど自主財源の確保に努めていること。

⑥市の担当者が団体等の事務局を兼務していないこと。

(3) 補助対象経費の明確化

①補助対象経費を団体等の「活動事業費」に限定すること。

②交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等補助事業の実施との関係が少ないと判断される経費は、補助対象としないこと。

③補助事業において、事業の実施と関係が少ないと判断される視察研修費や旅費等は、補助対象としないこと。

(4) 補助金額の適正化

①国庫補助や県費補助を伴う事業に係る市の補助は、合理的理由がない限り上乗せ補助を行わないものとする。

②市単独事業については、補助事業ごとに限度額または補助率を定めるものとする。

ア 利子補給に係る補助金については、金利情勢に応じた利子補給率とする。

イ 事業費の全額を補助金で賄う事業については、原則として補助の対象としない。

ウ 市単独事業に係る補助率は、原則として1/2以内とする。

③個人を対象とする補助金については、市税の納付状況や所得要件等による交付の制限を必要に応じて設定する。

④団体等の決算において繰越金の額が、補助額を超えている場合は、必要に応じて補助額を調整する。

(5) 終期の設定

補助金の交付にあたっては、補助金の実効性を確保し、また補助金の既得権化を防止するために終期を設定する。

- ①国や県の制度による補助は、その制度の終了に合わせて、市の補助を終了（廃止）する。
- ②市単独事業の補助金制度については、すべて3年以内の終期を設定し、更新が必要な場合には、必ず見直しを行うものとする。

## 6. 補助金の見直し基準

前項の補助金交付基準に基づいて、補助金ごとに、「①継続すべきもの」、「②廃止すべきもの」、「③減額すべきもの」、「④改善すべきもの」の四つの方向性に区分して見直しを行いました。

各見直し区分の判断基準については、次のとおりとしました。

### ①継続すべきもの

- ア 法令等により補助することが義務付けられているもの
- イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業で、市の負担が義務的であるもの
- ウ 他市町との協議等により、市の負担が決定しているもの
- エ 補助金交付基準に適合し、補助の必要性が認められるもの

### ②廃止すべきもの

- ア 補助目的が達成されたもの又は達成されたとみなしうるもの
- イ 社会情勢等の変化により、公益上の必要性や事業効果の薄れているもの
- ウ 補助金交付が長期にわたっているもののうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しいもの
- エ 団体の会計処理、補助金の使途が適切でないもの
- オ 補助金交付基準に適合していないと思われる事業又は団体等に対して補助するもの
- カ 事業費の全額を補助金で賄うもの
- キ 決算における繰越金が補助金額を超えているもの

### ③減額すべきもの

- ア 決算において相当の繰越金が継続的に発生しているもの
- イ 補助対象にすべきでない経費に対し補助されているもの
- ウ 団体の運営・育成的補助金で、会費の徴収等自主財源の確保に努めていないもの
- エ 補助率が必要以上に大きいもの

### ④改善すべきもの

- ア 補助の必要性はあるが、改善すべき事項があり見直しを必要とするもの
- イ 類似目的の補助金があるもの
- ウ 補助金としてではなく、市の直接経費で計上すべきもの

エ 終期を設定していないもの

## 7. 補助金の見直し方法

補助金の具体的な見直し方法については、見直し対象とすることが難しい①国の法律に基づくもの②国県補助を伴うもの③債務負担行為に基づくもの④合併協定等により既に廃止することが決まっているもののいずれにも該当しない補助金を今次の見直しの対象とし、対象補助金については、次のような流れで見直し作業を行いました。

- ①補助金の内容等を把握するために、補助金所管課を対象として、補助金等個別調査票による調査を実施しました。
- ②補助金の交付を受けている団体の活動状況等を把握するために、補助金交付を受けている団体等を対象として、団体等アンケートによる調査を実施しました。
- ③補助金について、より詳細に交付状況等を把握する必要がある場合には、追加資料の提出や事前質問への回答を所管課に依頼しました。
- ④補助金所管課の所属長や担当者に出席を求め、補助金所管課ごとに個別ヒアリングを実施しました。
- ⑤補助金等個別調査票、団体等アンケート及び所管課ヒアリング等を参考として、補助金ごとに各委員が補助金評価シートによる個別評価を行いました。
- ⑥各委員の評価結果を集計し、この集計結果等を参考として、補助金ごとに補助金見直し基準等に基づいて審議会としての一次評価を行いました。
- ⑦全ての補助金の一次評価が終了した後に、二次評価として、一次評価結果についての所要の見直しや全体的な調整等を行い、この二次評価の結果をもって審議会としての見直し結果としました。

## 8. 補助金の見直し結果

平成19年度において予算措置をしている補助金148件から、見直し対象外とした補助金32件を除いた116件を今次の補助金見直しの対象としました。

見直しの結果、継続すべきとした補助金が14件、廃止すべきとした補助金が34件、減額すべきとした補助金が49件（減額及び改善を含む）、改善すべきとした補助金が19件という見直し内容となりました。

この見直しによる効果見込み額としては、見直し対象とした補助金の平成19年度予算措置額249,547千円のうち、廃止による効果見込額が16,027千円、また減額による効果見込額が58,110千円の計74,137千円程度の削減効果があると、審議会では試算したところです。

なお、各個別の補助金の見直し結果については、別添「補助金見直し結果一覧表」のとおりです。

## 9. 本市補助金制度における問題点等

補助金の見直し作業を行って行く中で、本市補助金制度が抱える大小様々な課題や問題点等が明らかになってきました。この問題点等については、所管課ヒアリングの中で適宜指摘を行い、所管課に対して改善を求めてきたところですが、問題点等の中には、特定の部署に限らず補助金所管課全般に係る市組織の傾向ではないかと疑われるもの、また補助金制度を運用する上で市組織として早急に対策を講じる必要があると思われるものなどがありましたので、ここで指摘したいと思います。

- ①補助金の積算根拠や補助対象経費等が全体的に不明確で分かりにくいものとなっており、旧団体で交付していた額を単純に合算した額になっているものが殆どです。
- ②補助金申請から交付に係る書類関係では、事業実績や収支決算書など当然添付しなければならない書類の不備や供覧印の漏れ等文書管理上の問題点等が散見されます。
- ③補助金交付事業については、所管課での内容把握が不十分な傾向にあり、補助金の細かい使途については、殆どがノーチェックではないかと推測されます。
- ④補助金所管課では、公益上の必要性やその効果の検証について、確認や検証が不十分であり、ともすると、補助金所管課は、公益上の必要性というより、補助金を交付すること自体が目的化しているような傾向が見受けられます。
- ⑤補助金の実績報告関係では、一部で収入額と支出額が不自然に一致しているものがあり、不要な支出を重ねて補助金交付額に無理に支出を合わせている恐れがあります。
- ⑥交付期間が長期化している補助金では、補助金交付が既得権化し、補助金を交付されることが当たり前となっており、事業内容や効果の検証が殆ど行われていないなど、交付する側、受ける側ともに公金支出の意識が低いのではないかと疑われます。
- ⑦地区公民館や防犯灯など旧市町区域で取扱いに相違がある補助金が幾つか見受けられ、市民間における公平性を欠いている状態になっています。
- ⑧嘉麻市誕生により統合した補助金交付団体の多くが、組織形態や活動内容については、未だ旧市町単位となっており、新市としての一体感の醸成や効率的な運用の観点から課題があります。
- ⑨補助金交付を受ける市民側の意識として、「補助金があるから行っている」また「行政（市）がお金を出すのが当然」などといった行政依存の意識が強い傾向が見受けられます。
- ⑩補助金の事業内容から判断すれば、市が直接的な経費として措置すべき経費であり、補助金として支出するのが不適切とも思えるものが幾つか見受けられます。

## 10. 審議会提言

各補助金の見直し結果や本市補助金制度の問題点等については、先に述べたとおりですが、審議会では、これまでの審議を踏まえ、今後、本市が補助金制度を運営していくにあたって、次のとおり提言を取りまとめましたので、今後の取組みの参考とされるこ

とを希望いたします。

#### ①各補助金の交付要綱の整備について

補助金は、公金である以上、公平・公正に支出されなければなりません。公平・公正に支出するためには、補助金交付の目的や期待する効果、補助対象経費や補助率、補助の終期等を定めた補助金ごとの交付要綱を定める必要があります。

こうしたことから既存の補助金で交付要綱を策定していないものについては、各補助金所管課において今次の見直し結果を踏まえた交付要綱を早急に策定されるよう提言いたします。

#### ②補助金ライフサイクルの仕組み構築について

補助金の交付期間が長期化し、また交付効果の検証・見直し等が不十分になる要因としては、補助金の必要額の算定から補助金が終期を迎えるまでの、いわゆるライフサイクルの仕組みが構築できていないことに一つの要因があると思われます。今回の見直し作業の中では、各所管課がそれぞれの方法で独自に交付額や効果を判断していることが明らかになりました。

こうしたことから、今後は、予算要求を行うにあたっての補助金必要額の把握方法から補助金交付後の検証・見直し方法までの一連の事務の流れについて、統一的な仕組みや方法を構築されるよう提言いたします。

#### ③監査機能の強化について

補助金交付に係る必要書類の不備や補助金使途のノーチェックなど、こうした補助金交付事務に係る問題点を長年看過してきた要因として、補助金所管課の職務怠慢もさることながら、監査委員による監査が十分に機能していないことにも大きな要因があるように思われます。

こうしたことから、監査委員による補助金交付団体に対する監査を定期的または不定期に行い、監査機能を充実・強化することにより、補助金所管課や交付団体における緊張感も生まれ、公金のより適正な執行に資するものと期待されますので、監査委員による補助金交付事務及び補助金交付団体に対する監査機能を強化されるよう提言いたします。

#### ④情報公開の徹底について

補助金は、市民の貴重な税金等を財源とする公金です。この意味から、市は、補助金をどのような公益上の必要性があって、どのような団体にどれだけの額を交付しているのかを市民に明らかにし、また説明する責任があります。しかし、残念ながら、旧市町時代も含め、補助金の交付状況を広く市民に公表したような事実を確認することはできませんでした。

こうしたことから、市が交付している補助金の交付状況については、毎年、市広報やホームページ等をとおして市民に分りやすく公表され、市民の眼からのチェックを受けられるよう提言いたします。

⑤新しい提案型補助金制度の導入について

本市が、今後、自立した自治体を目指して、市民と行政がお互いの役割分担を尊重しつつ、お互い対等の立場で協働することが可能な、いわゆる新しい公共空間とも言える地域社会を構築できるかについては、自立した市民意識への変革と、この新しい公共空間を担う受け皿組織の育成が非常に重要になってきます。

こうしたことから、嘉麻市における新しい公共空間を主体的に担っていくことが期待されるNPOやボランティア、そして地域等を効果的に育成することができるような新しい提案型の補助金制度について、今次の補助金見直しにより生じた財源の一部を原資として、早急に導入されるよう提言いたします。

⑥交付金及び負担金の見直しについて

審議会では、市長からの諮問に基づき、市が交付している既存の補助金について、検討見直しを行いました。審議の中で、補助金以外の負担金や交付金についても議論が及ぶことが少なくありませんでした。今回、見直しの中で問題点の一つとして指摘しましたが、交付目的や効果等が不明瞭な長期化・既得権化した補助金が多数見受けられたように、負担金や交付金でも同じ傾向があるのではないかと審議会としては危惧するところです。

こうしたことから、今回の見直しの対象外となった市が現に支出している負担金や交付金についても、補助金同様に検討見直しを行う必要があると思われますので、負担金・交付金の検討見直しについて検討されるよう提言いたします。

別添 1

## 補助金見直し結果一覧表



## 補助金見直し結果一覧表

| No | 補助金名                | 交付先             | 交付開始年度         | 予算措置額(円)  | 所管課    | 方向性 | 理由及び意見等   | 備考 |
|----|---------------------|-----------------|----------------|-----------|--------|-----|---|----|
| 1  | 有線放送設置補助金           | 碓井地区行政区         | 不明             | 648,000   | 総務課    | 継続  | 必要性が認められるので、継続するのが相当である。なお、この有線放送設備の取扱いについては、市内旧市町区域で相違が見受けられるので、市民間で不公平感の無いよう早急に調整を図られたい。また、本補助金については、防災総合行政無線の整備に合わせて将来的には廃止することを検討されたい。      |    |
| 2  | 嘉麻市花とみどりのまちづくり事業補助金 | 牛隈公園を美しくする会 ほか  | 平成12年度(旧嘉穂)    | 405,000   | 企画調整課  | 継続  | 必要性が認められるため、継続するのが相当である。今後は、ボランティア団体の自立を促進するためのサポートやボランティア団体の組織化についても、積極的に取り組まれたい。  |    |
| 3  | 嘉麻市リサイクル活動団体奨励補助金   | 登録を受けたりサイクル活動団体 | 平成5年度(旧稲築)     | 3,896,000 | 清掃課    | 継続  | 必要性が認められるので、継続するのが相当である。なお、本補助金については、今後の循環型社会の形成やごみ減量化等のためには、市民の積極的な活用が必要不可欠と思われるので、市民への一層の周知を図られたい。  |    |
| 4  | 高齢者相互支援事業補助金        | 嘉麻市老人クラブ連合会     | 不明             | 107,000   | 高齢者介護課 | 継続  | 県の補助事業に伴う補助金であり、必要性が認められるため、継続するのが相当である。なお、事業主管課は、県の補助事業であっても、市費を支出している以上、事業の実施状況やその効果を詳細に把握する必要があると思われる。このことから、事業主管課は、当該事業の実施状況等について詳細に把握されたい。 |    |
| 5  | 筑豊宏済会補助金            | 更正保護法人筑豊宏済会     | 不明             | 99,000    | 社会福祉課  | 継続  | 必要性が認められるので、継続するのが相当である。なお、補助金の積算方法等が不明瞭となっているので、公平で明瞭な積算方法について、管内関係市町村で協議されたい。   |    |
| 6  | 県交通遺児を支える会補助金       | 社)福岡県交通遺児を支える会  | 平成14年度(旧稲築)    | 45,000    | 社会福祉課  | 継続  | 必要性が認められるため、継続するのが相当である。  |    |
| 7  | 森林の担い手対策事業補助金       | 嘉飯山森林組合         | 平成5年度(旧山田、旧嘉穂) | 1,123,000 | 農林整備課  | 継続  | (財)福岡県水源の森基金の補助事業実施に伴う義務的経費であり、また他市町との協議により本市の負担が決められているため、継続するのが相当である。なお、本補助金については、水源の森基金の補助終了に伴い、速やかに廃止されたい。                                  |    |
| 8  | 有害鳥獣駆除員活動助成金        | 有害鳥獣駆除員         | 不明             | 138,000   | 農政課    | 継続  | 必要性が認められるため、継続するのが相当である。  |    |
| 9  | 研究指定校補助金            | 各研究指定市内小中学校     | 不明             | 900,000   | 学校教育課  | 継続  | 必要性が認められるため、継続するのが相当である。ただし、研究指定校の指定方法や研究テーマの設定方法等については、より効果的な方法を研究されたい。  |    |

### 補助金見直し結果一覧表

| No | 補助金名                  | 交付先                               | 交付開始年度            | 予算措置額(円)  | 所管課   | 方向性 | 理由及び意見等  | 備考 |
|----|-----------------------|-----------------------------------|-------------------|-----------|-------|-----|--|----|
| 10 | 嘉麻市文化協会補助金(文化祭等運営補助金) | 嘉麻市文化協会                           | 平成19年度            | 709,000   | 生涯学習課 | 継続  | 必要性が認められるため、継続するのが相当である。   |    |
| 11 | 嘉麻・桂川少年の船補助金          | 嘉麻・桂川少年の船実行委員会                    | 平成19年度            | 900,000   | 生涯学習課 | 継続  | 必要性が認められるため、継続するのが相当である。なお、この事業については、低所得者層の子供への支援策を別に検討する必要がある。    |    |
| 12 | 地区公民館災害保険補助金(自治公民館)   | 碓井地区町内会公民館23館                     | 平成4年度             | 416,000   | 生涯学習課 | 継続  | 必要性が認められるため、継続するのが相当である。なお、地元負担の取扱いについては、他の類似施設等と公平性が図られるよう努められたい。 |    |
| 13 | 地区公民館修繕料補助金(自治公民館)    | 公民館条例及び類似公民館条例に記載されていない自治公民館及び集会所 | 平成18年度(碓井地域平成4年度) | 1,080,000 | 生涯学習課 | 継続  | 必要性が認められるため、継続するのが相当である。なお、地元負担の取扱いについては、他の類似施設等と公平性が図られるよう努められたい。 |    |
| 14 | 地区公民館付属施設設置補助金(自治公民館) | 公民館条例及び類似公民館条例に記載されていない自治公民館及び集会所 | 平成18年度(碓井地域平成4年度) | 180,000   | 生涯学習課 | 継続  | 必要性が認められるため、継続するのが相当である。なお、地元負担の取扱いについては、他の類似施設等と公平性が図られるよう努められたい。 |    |

### 補助金見直し結果一覧表

| No | 補助金名             | 交付先              | 交付開始年度      | 予算措置額(円)  | 所管課      | 方向性 | 理由及び意見等   | 備考 |
|----|------------------|------------------|-------------|-----------|----------|-----|---|----|
| 15 | トロッコフェスタ実行委員会補助金 | トロッコフェスタ実行委員会    | 平成17年度      | 270,000   | 企画調整課    | 廃止  | ほぼ全額を補助金で賄っており、補助金交付の効果も明らかでないため、必要性及び効果性の点から、単独事業としての補助金交付は廃止するのが相当である。しかし、一方で、この事業内容については、廃線となった線路でトロッコを利用するなど地域的な特徴も認められるイベントであることから、秋まつり等の中で一つのプログラムとして実施されることが望ましいと思われる。 |    |
| 16 | 納税貯蓄組合連合会補助金     | 飯塚税務署管内納税貯蓄組合連合会 | 不明          | 15,000    | 税務課      | 廃止  | 団体の収支状況等から、補助金の交付が無くても事業の実施は可能と判断されるため、必要性の点から廃止するのが相当である。  |    |
| 17 | いなつきの環境を考える会補助金  | いなつきの環境を考える会     | 平成7年度       | 72,000    | 環境課      | 廃止  | 団体の繰越金の発生状況等から、補助金の交付が無くても事業の実施は可能と判断されるため、必要性の点から廃止するのが相当である。  |    |
| 18 | 同和対策推進費補助金       | 部落解放同盟嘉穂山田地区協議会  | 不明          | 6,932,000 | 人権・同和対策課 | 廃止  | 本補助金については、補助金交付団体が関係団体の組織再編に伴い19年度中に解散する予定となっているため、廃止するのが相当である。   |    |
| 19 | 全国地域人権運動総連賛助金    | 福岡県地域人権運動連合会     | 不明          | 52,000    | 人権・同和対策課 | 廃止  | 本補助金については、昨年度から補助金申請がされていないなど、補助金交付の必要性は既に無いと判断されるため、必要性の点から廃止するのが相当である。  |    |
| 20 | 山田21人権フォーラム補助金   | 嘉麻市山田21人権フォーラム   | 平成10年度      | 45,000    | 人権・同和対策課 | 廃止  | 補助金交付額を大きく上回る繰越金の発生状況や団体の収支状況等から、補助金交付の必要性は低いと判断されるため、必要性の点から廃止するのが相当である。   |    |
| 21 | 嘉穂食品衛生協会補助金      | 嘉穂食品衛生協会         | 不明          | 190,000   | 健康課      | 廃止  | 団体の繰越金の発生状況等から、補助金の交付が無くても事業の実施は可能と判断されるため、必要性の点から廃止するのが相当である。  |    |
| 22 | 市保育所連盟補助金        | 嘉麻保育連盟           | 平成18年度      | 27,000    | こども育成課   | 廃止  | 市は、この補助金とは別に本団体に対して相当の負担金(45万円)を支出しており、加えて、補助金額を大幅に上回る繰越金の状況等を考慮すれば、補助金交付の必要性は低いと判断されるため、必要性の点から廃止するのが相当である。  |    |
| 23 | 林業研究会補助金         | 嘉穂林業研究会          | 昭和47年度(旧嘉穂) | 36,000    | 農林整備課    | 廃止  | 既に30年以上補助金交付を継続しており、交付の必要性が低くなってきていると思われる。また繰越金等の関係から補助金の交付が無くても事業の実施は可能と判断されるため、必要性及び効果性の点から廃止するのが相当である。   |    |

### 補助金見直し結果一覧表

| No | 補助金名             | 交付先                      | 交付開始年度 | 予算措置額(円)  | 所管課   | 方向性 | 理由及び意見等  | 備考        |
|----|------------------|--------------------------|--------|-----------|-------|-----|--|-----------|
| 24 | 生産組合事務補助金        | 嘉麻市内生産組合長                | 不明     | 1,756,000 | 農政課   | 廃止  | 本補助金については、生産組合長への報酬的な目的で交付されているようであるが、生産組合の上部組織である農事区に対しては、既に区長報酬や活動補助金を交付しているところであり、同種団体への重複支給と判断されることから、廃止するのが相当である。   |           |
| 25 | JA福岡嘉穂ふれあいまつり補助金 | 福岡嘉穂農業協同組合               | 平成9年度  | 360,000   | 農政課   | 廃止  | 本来、JA単独で実施すべきイベントであり、補助金交付の必要性は低いと思われる。また、補助金の交付がなくても、収支状況などから事業の実施は可能と判断されるため、必要性及び効果性の点から、廃止するのが相当である。   |           |
| 26 | 農業振興対策育成事業補助金    | 福岡嘉穂農業協同組合山田支所、稲築支所、碓井支所 | 不明     | 804,000   | 農政課   | 廃止  | 現在、JA福岡嘉穂の山田支部、稲築支部及び碓井支部のみを対象とした補助金となっており、こうした事業は本来JAの経費で実施すべきであると思われ、交付の必要性が低いと判断される。また、補助金交付に対する効果も明らかでないため、必要性及び効果性の点から、廃止するのが相当である。                                   |           |
| 27 | 農業用廃プラスチック処理補助金  | 福岡嘉穂農業協同組合               | 不明     | 432,000   | 農政課   | 廃止  | 農業用廃プラスチック等の産業廃棄物については、生産者負担で処理するのが基本であり、こうした特定産業従事者を対象とした補助は公平性を欠いているように判断されるため、公平性及び必要性の点から、廃止するのが相当である。   |           |
| 28 | 特産品開発研究補助金       | 嘉麻市山田農産加工研究会             | 平成4年度  | 500,000   | 農政課   | 廃止  | 15年以上補助金が交付されているが、補助金交付に対する効果も少なく、今後も効果が殆ど期待できないため、効果性の点から廃止するのが相当である。なお、補助効果の点からみたととき、こうした研究開発に対する補助金交付ではなく、商品開発後、販売ルートが確立するまでの一定期間を補助する制度等も有効と思われることから、この点について、別途検討されたい。 |           |
| 29 | けやきまつり補助金        | けやきまつりを楽しむ会              | 平成9年度  | 180,000   | 商工観光課 | 廃止  | 本来、こうしたイベントは、地域の自主的活動で行うべきであると思われる。また、補助金交付団体の設立趣旨と事業内容に多少のズレが生じているなど、補助金交付の効果も明らかでないため、必要性及び効果性の点から、廃止するのが相当である。  |           |
| 30 | 道路愛護助成金          | 旧稲築、旧碓井地区の各行政区           | 不明     | 317,000   | 土木課   | 廃止  | 稲築地区及び碓井地区のみの事業であり、また事業の効果も明らかでないため、公平性及び効果性の点から廃止するのが相当である。   | 稲築地区、碓井地区 |
| 31 | 筑豊朝鮮初級学校等就学助成金   | 筑豊朝鮮初級学校等就学者             | 不明     | 180,000   | 学校教育課 | 廃止  | 特定学校の就学者のみを対象とした補助金となっており、著しく公平性を欠いていると判断されるため、廃止するのが相当である。  |           |
| 32 | 定時制高校給食費補助金      | 定時制高校(嘉穂、嘉穂東)            | 不明     | 60,000    | 学校教育課 | 廃止  | 実質的に学校を対象とした補助金となっており、交付対象事業の繰越金の額が補助金交付額を大きく上回っている状況となっているなど、必要性や効果が乏しいと判断されるため、必要性及び効果性の点から廃止するのが相当である。  |           |

### 補助金見直し結果一覧表

| No | 補助金名            | 交付先           | 交付開始年度    | 予算措置額(円)  | 所管課   | 方向性 | 理由及び意見等  | 備考        |
|----|-----------------|---------------|-----------|-----------|-------|-----|--|-----------|
| 33 | 学力向上推進事業補助金     | 碓井地区学力向上推進委員会 | 不明        | 720,000   | 学校教育課 | 廃止  | 碓井地区のみの事業であり、また事業の効果も明らかでないため、公平性及び効果性の点から廃止するのが相当である。   | 碓井地区      |
| 34 | 校外学習補助金         | 碓井小学校         | 不明        | 213,000   | 学校教育課 | 廃止  | 碓井地区のみの事業であり、また事業の効果も明らかでないため、公平性及び効果性の点から廃止するのが相当である。   | 碓井地区      |
| 35 | 校外活動費補助金        | 稲築地区、碓井地区の中学校 | 不明        | 1,313,000 | 学校教育課 | 廃止  | 稲築地区及び碓井地区のみの事業であり、また事業の効果も明らかでないため、公平性及び効果性の点から廃止が相当である。  | 稲築地区、碓井地区 |
| 36 | 進路指導補助金         | 碓井中学校         | 不明        | 24,000    | 学校教育課 | 廃止  | 碓井地区のみの事業であり、また事業の効果も明らかでないため、公平性及び効果性の点から廃止するのが相当である。   | 碓井地区      |
| 37 | 総合的学習補助金(碓井中学校) | 碓井中学校         | 不明        | 90,000    | 学校教育課 | 廃止  | 碓井地区のみの事業であり、また事業の効果も明らかでないため、公平性及び効果性の点から廃止するのが相当である。なお、総合的学習に要する経費については、統一的な基準等を定めつつ、学校経費として措置するのが適当である。                                       | 碓井地区      |
| 38 | 補導助成金           | 碓井中学校         | 不明        | 32,000    | 学校教育課 | 廃止  | 碓井地区のみの事業であり、また事業の効果も明らかでないため、公平性及び効果性の点から廃止するのが相当である。なお、補導のあたった必要経費については、補助金ではなく、学校経費として予算措置するのが相当である。  | 碓井地区      |
| 39 | 嘉麻市学校給食会補助金     | 嘉麻市学校給食会      | 不明(平成8年度) | 41,000    | 学校教育課 | 廃止  | 補助金交付額を上回る繰越金が発生しているなど、補助金の交付がなくても事業の実施は可能と判断されるため、必要性及び効果性の点から廃止が相当である。   |           |
| 40 | 部活動費補助金         | 大隈城山校         | 不明        | 72,000    | 学校教育課 | 廃止  | 高等学校における部活動費については、原則として受益者が負担すべきものと考えられ、補助金交付の必要性は低いと判断されることから、廃止するのが相当である。なお、部活動経費については、経費の精査をおこなったうえで、市として負担すべき経費があれば当該経費のみ学校経費として措置するのが適当である。 |           |
| 41 | 嘉麻市婦人会補助金       | 嘉麻市婦人会        | 不明        | 125,000   | 生涯学習課 | 廃止  | 補助金を上回る繰越金が発生しており、既に自立した団体と判断されるため、必要性及び効果性の点から廃止するのが相当である。  | 山田地区      |

### 補助金見直し結果一覧表

| No | 補助金名               | 交付先                     | 交付開始年度     | 予算措置額(円) | 所管課   | 方向性 | 理由及び意見等  | 備考   |
|----|--------------------|-------------------------|------------|----------|-------|-----|--|------|
| 42 | 稲築吹奏楽団補助金          | 稲築吹奏楽団                  | 不明         | 45,000   | 生涯学習課 | 廃止  | 特定の趣味的サークルに対する補助金となっており、また補助金の交付がなくても収支状況などから活動は可能と判断されるため、公平性及び必要性の点から廃止するのが相当である。                    |      |
| 43 | 憶良まつり短歌会補助金        | 憶良まつり短歌会                | 昭和43年      | 90,000   | 生涯学習課 | 廃止  | 本来、こうした文化的活動は、団体の自主的活動で行うべきであると思われるため、必要性の点から廃止するのが相当である。  |      |
| 44 | いなつき山笠合同委員会補助金     | いなつき山笠合同委員会             | 平成16年度     | 810,000  | 生涯学習課 | 廃止  | 同様のイベントでは稲築地区のみの補助金交付となっており、また補助金交付がなくても収支状況などから事業の実施は可能と判断されるため、必要性及び公平性の点から廃止するのが相当である。              | 稲築地区 |
| 45 | 民族的伝統行事保存運営協議会補助金  | 碓井地区の上臼井行政区、西郷行政区、飯田行政区 | 不明         | 65,000   | 生涯学習課 | 廃止  | 本来、こうした活動は、地域の自主的活動で行うべきであると思われる。また、補助金の交付がなくても収支状況などから活動は可能と判断されるため、必要性及び効果性の点から廃止するのが相当である。          | 碓井地区 |
| 46 | 4地区公民館運営補助金        | 嘉穂地区公民館4分館              | 不明(平成11年度) | 40,000   | 生涯学習課 | 廃止  | 嘉穂地区分館のみを対象とした補助金となっており、また補助金交付額と同程度の繰越金が発生しているなど、補助金の交付がなくても事業の実施は可能と判断されるため、公平性及び必要性の点から廃止するのが相当である。 |      |
| 47 | 遊人の杜CUPMTBレース大会補助金 | 遊人の杜CUP実行委員会            | 平成14年度     | 90,000   | 生涯学習課 | 廃止  | 今後は、民間主体の自主運営で実施していくこととしており、また補助金交付がなくても収支状況などから事業の実施は可能と判断されるため、必要性及び効果性の点から廃止するのが相当である。              |      |
| 48 | 指定文化財民族芸能補助金       | 碓井地区の下臼井西区(保存会)及び平山区    | 平成9年度      | 29,000   | 文化課   | 廃止  | 本来、こうした活動は、地域の自主的活動で行うべきであると思われる。また、補助金の交付がなくても収支状況などから活動は可能と判断されるため、必要性及び効果性の点から廃止するのが相当である。          |      |

### 補助金見直し結果一覧表

| No | 補助金名           | 交付先                            | 交付開始年度 | 予算措置額(円)   | 所管課      | 方向性 | 理由及び意見等   | 備考 |
|----|----------------|--------------------------------|--------|------------|----------|-----|---|----|
| 49 | 行政区研修補助金       | 各地区(4地区)行政区長会                  | 不明     | 1,596,000  | 総務課      | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。このとき、一人当たりの上限額を設定することが適当である。  |    |
| 50 | 消防団運営補助金       | 嘉麻市消防団の本部及び各分団                 | 不明     | 2,729,000  | 総務課      | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助金額については、算出基礎を碓井地区の1分団あたり16,000円に統一し、減額するのが相当である。なお、補助金見直しに合わせて、本補助金で賅っている分団施設の維持管理経費については、市の経費として措置することが適当である。   |    |
| 51 | 消防団研修補助金       | 嘉麻市消防団                         | 平成19年度 | 720,000    | 総務課      | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を明確化し、補助単価や上限額等を設定したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。また、本補助金については、将来的に消防団運営補助金への統合についても検討する必要がある。この消防団研修の実施方法については、嘉麻市消防団としての一体感を醸成し、より効果的に組織力の向上が図られるよう、研修内容等を十分に検討する必要がある。 |    |
| 52 | 飯塚たばこ販売協働組合補助金 | 飯塚たばこ販売協同組合                    | 不明     | 275,000    | 税務課      | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、近隣市と比較したとき本補助金額については高い水準にあると思われるので、補助金額の適正化を図るため、補助金額を前年度たばこ税収額の1000分の1から前年度たばこ税収額の1000分の0.7以下に減額するのが相当である。  |    |
| 53 | 部落解放同盟補助金      | 仮称「部落解放同盟嘉麻市協議会」旧市町の部落解放同盟各協議会 | 不明     | 27,422,000 | 人権・同和対策課 | 減額  | 補助金交付の必要性は理解できるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を事業費に明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。なお、本補助金交付に係る事務処理については、必要書類の不備等不適切な処理が散見されるので、今後は適切な事務処理に努められたい。   |    |
| 54 | 全日本同和会補助金      | 全日本同和会嘉麻支部推進協議会                | 平成12年度 | 789,000    | 人権・同和対策課 | 減額  | 補助金交付の必要性は理解できるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を事業費に明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。  |    |
| 55 | 全国自由同和会補助金     | 全国自由同和会福岡県連合会稲築支部推進協議会         | 平成13年度 | 808,000    | 人権・同和対策課 | 減額  | 補助金交付の必要性は理解できるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を事業費に明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。  |    |
| 56 | 嘉麻市食生活改善推進会補助金 | 嘉麻市食生活改善推進会                    | 不明     | 637,000    | 健康課      | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。また、旧市町区域の支部単位で行っている現在の活動形態については、統合化を図るなどして効率的な運用体制を早急に構築されたい。   |    |

### 補助金見直し結果一覧表

| No | 補助金名            | 交付先            | 交付開始年度 | 予算措置額(円)   | 所管課    | 方向性 | 理由及び意見等   | 備考 |
|----|-----------------|----------------|--------|------------|--------|-----|---|----|
| 57 | 敬老事業補助金         | 各敬老事業実行委員会     | 不明     | 9,859,000  | 高齢者介護課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を明確化し、上限額等を設定したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。なお、本市の財政状況等を考慮すれば、本補助金については、将来的な廃止に向けて、段階的に縮小(減額)していくことが適当と思われる。   |    |
| 58 | 遺族連合会補助金        | 嘉麻市戦没者遺族会      | 不明     | 726,000    | 社会福祉課  | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を市内で行われる慰霊祭等の事業費に明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。また、団体の設立経緯や構成メンバーの年齢構成等を考慮すれば、必要に応じて運営補助(正会員一人当たり2千円程度)を加算することも検討されたい。なお、現在、旧市町単位で行われている慰霊祭については、早急に統合されたい。   |    |
| 59 | 社会福祉協議会補助金      | 嘉麻市社会福祉協議会     | 不明     | 60,347,000 | 社会福祉課  | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、市からの委託事業を除く法人運営事業に係る補助対象部分については、補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。また、法人運営事業に係る補助金額については、県内同規模団体の平均程度を上限額として設定することが適当である。<br>市社会福祉協議会については、近隣他市の社会福祉協議会と比較して職員数が非常に多いという印象を受けるので、職員の削減計画を早期に策定し、計画的な職員削減に努められたい。また、市職員と同程度と思われる職員の給与水準についても、市内の給与水準等を踏まえたうえで、必要な見直しを行われたい。 |    |
| 60 | 嘉麻赤十字病院補助金      | 嘉麻赤十字病院        | 平成6年度  | 10,000,000 | 社会福祉課  | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、他の補助金との公平性の関係から、補助金額を10%減額するのが相当である。<br>嘉麻赤十字病院については、山田地区における主要な医療機関としての必要性は高いと判断されるが、今後も安定した病院運営を行っていくためには、より広い地域の中での特徴ある病院運営や地域医療機関における役割分担がより重要になってくるものと考えられる。その意味から、この補助金については、用途を十分に検討され、今後の病院運営により効果的となるよう活用されたい。  |    |
| 61 | 民生委員児童委員協議会補助金  | 嘉麻市民生委員児童委員協議会 | 不明     | 2,788,000  | 社会福祉課  | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助金額については、委員一人当たり近隣他市の委員一人当たりの平均額相当(14,000円程度)の補助単価を乗じた額に減額するのが相当である。また、各地区協議会の活動内容に一部相違が見受けられるので、効率的な運営体制の構築も含めて、活動内容が早期に統一されるよう必要な調整を図られたい。  |    |
| 62 | 嘉麻市身体障害者福祉協会補助金 | 嘉麻市身体障害者福祉協会   | 不明     | 887,000    | 社会福祉課  | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。また、旧市町区域の支部単位で行っている現在の活動形態については、統合化を図るなどして効率的な運用体制を早急に構築されたい。   |    |



### 補助金見直し結果一覧表

| No | 補助金名                 | 交付先               | 交付開始年度         | 予算措置額(円)   | 所管課   | 方向性 | 理由及び意見等   | 備考 |
|----|----------------------|-------------------|----------------|------------|-------|-----|---|----|
| 63 | かま手話の会補助金            | かま手話の会            | 昭和49年<br>(旧稲築) | 241,000    | 社会福祉課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。また、旧市町区域の支部単位で行っている現在の活動形態については、統合化を図るなどして効率的な運用体制を早急に構築されたい。   |    |
| 64 | 嘉麻市手をつなぐ育成会補助金       | 嘉麻市手をつなぐ育成会       | 不明             | 186,000    | 社会福祉課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。  |    |
| 65 | いずみ会補助金              | 嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会 | 不明             | 72,000     | 社会福祉課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助金額を桂川町と同額の21,000円に減額するのが相当である。   |    |
| 66 | 嘉麻・桂川広域シルバー人材センター補助金 | 嘉麻・桂川広域シルバー人材センター | 平成元年度          | 15,968,000 | 社会福祉課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助金額については、国庫補助対象部分のみとし、市単独の上乗せ部分については廃止するのが相当である。  |    |
| 67 | 嘉麻市農事区活動補助金          | 嘉麻市内48農事区         | 平成2年度          | 1,000,000  | 農政課   | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費の明確化を図り、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。また、現在の農事区組織については、それを構成する戸数に大きな相違があるため、標準規模等を設定のうえ、統合再編に取り組まれたい。   |    |
| 68 | 山田商工会議所補助金           | 山田商工会議所           | 昭和30年度         | 4,316,000  | 商工観光課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助金額を会費総額の90%以下又は補助対象経費を明確化したうえで対象事業の10%以下のいずれか低い方に減額するのが相当である。また、市内商工会議所及び市内各商工会の4組織については、嘉麻市の発足に伴い、早期の統合が必要と思われることから、各組織の統合を促すため、当該補助金については、統合を実施しない場合には、21年度には20年度の50%、22年度には廃止するといった措置を併せて導入する必要がある。 |    |
| 69 | 稲築町商工会補助金            | 稲築町商工会            | 昭和36年度         | 6,873,000  | 商工観光課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助金額を会費総額の90%以下又は補助対象経費を明確化したうえで対象事業の10%以下のいずれか低い方に減額するのが相当である。また、市内商工会議所及び市内各商工会の4組織については、嘉麻市の発足に伴い、早期の統合が必要と思われることから、各組織の統合を促すため、当該補助金については、統合を実施しない場合には、21年度には20年度の50%、22年度には廃止するといった措置を併せて導入する必要がある。 |    |

### 補助金見直し結果一覧表

| No | 補助金名        | 交付先           | 交付開始年度 | 予算措置額(円)  | 所管課   | 方向性 | 理由及び意見等   | 備考 |
|----|-------------|---------------|--------|-----------|-------|-----|---|----|
| 70 | 嘉穂町商工会補助金   | 嘉穂町商工会        | 昭和36年度 | 2,430,000 | 商工観光課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助金額を会費総額の90%以下又は補助対象経費を明確化したうえで対象事業の10%以下のいずれか低い方に減額するのが相当である。また、市内商工会議所及び市内各商工会の4組織については、嘉麻市の発足に伴い、早期の統合が必要と思われることから、各組織の統合を促すため、当該補助金については、統合を実施しない場合には、21年度には20年度の50%、22年度には廃止するといった措置を併せて導入する必要がある。   |    |
| 71 | 碓井町商工会補助金   | 碓井町商工会        | 昭和36年度 | 3,364,000 | 商工観光課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助金額を会費総額の90%以下又は補助対象経費を明確化したうえで対象事業の10%以下のいずれか低い方に減額するのが相当である。また、市内商工会議所及び市内各商工会の4組織については、嘉麻市の発足に伴い、早期の統合が必要と思われることから、各組織の統合を促すため、当該補助金については、統合を実施しない場合には、21年度には20年度の50%、22年度には廃止するといった措置を併せて導入する必要がある。   |    |
| 72 | 一夜城築城補助金    | 一夜城築城ボランティアの会 | 平成12年度 | 200,000   | 商工観光課 | 減額  | 嘉麻市固有の歴史的史実に基づくイベントであり、補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。なお、この一夜城築城イベントについては、市の新しい秋まつりと開催時期を合わせる検討や協賛金等の自主財源確保の努力などを行い、地域のイベントとして自主発展していく工夫が必要と思われる。  |    |
| 73 | 山田まつり協賛会補助金 | 山田まつり協賛会      | 昭和52年度 | 4,919,000 | 商工観光課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、花火関係経費を補助対象経費から外すなど補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。<br>今後は、こうした旧市町で実施していた地域のイベント(まつり)については、地域の自主運営によることを基本とする必要があると思われるので、20年度中に、まつりを統合できない場合には、21年度からは、当該補助金については廃止するのが適当である。また、本市の非常に厳しい財政状況下では、夏まつりと秋まつりのそれぞれに補助金を交付するのではなく、嘉麻市としての一体感や市民意識の醸成等を図ることを目的とした全く新しい「市民まつり」(仮称)を実施することも検討する必要がある。 |    |

### 補助金見直し結果一覧表

| No | 補助金名                    | 交付先  | 交付開始年度      | 予算措置額(円)  | 所管課   | 方向性 | 理由及び意見等  | 備考 |
|----|-------------------------|--|-------------|-----------|-------|-----|--|----|
| 74 | 稲築町商工イベント補助金(夏祭り盆踊りの夕べ) | 稲築町商工会   | 昭和40年度      | 581,000   | 商工観光課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。<br>今後は、こうした旧市町で実施していた地域のイベント(まつり)については、地域の自主運営によることを基本とする必要があると思われるので、20年度中に、まつりを統合できない場合には、21年度からは、当該補助金については廃止するのが適当である。また、本市の非常に厳しい財政状況下では、夏まつりと秋まつりのそれぞれに補助金を交付するのではなく、嘉麻市としての一体感や市民意識の醸成等を図ることを目的とした全く新しい「市民まつり」(仮称)を実施することも検討する必要がある。 |    |
| 75 | 秋まつり補助金                 | 秋まつり実行委員会<br>※<br>・山田商工会議所<br>・秋まつりINいなつき実行委員会<br>・祭りうすい実行委員会<br>・ふれあいまつり嘉穂実行委員会 | 昭和61年度(旧嘉穂) | 7,700,000 | 商工観光課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。なお、当該補助金については、秋まつりを20年度から統合した形で実施できない場合には、従来どおりの地域のイベント(まつり)である限り、地域の自主運営で実施すべきであると思われるため、当該補助金については、20年度から廃止するのが適当である。また、本市の非常に厳しい財政状況下では、夏まつりと秋まつりのそれぞれに補助金を交付するのではなく、嘉麻市としての一体感や市民意識の醸成等を図ることを目的とした全く新しい「市民まつり」(仮称)を実施することも検討する必要がある。     |    |
| 76 | 城山校振興会補助金               | 大隈城山校教育振興会   | 不明          | 450,000   | 学校教育課 | 減額  | 繰越金の状況や振興会の活動内容から判断すれば、将来的な廃止も見据えたうえで、補助金の算出基礎を保護者負担額と同額程度(2,000円)に減額するのが相当である。また、市が負担金として交付している100,000円については、二重補助と判断されるため、廃止するのが適当である。そもそも、少子化等の現在の社会情勢を考慮すれば、嘉麻市が市立の高校を存続する必要性は低いと思われるため、城山校の存続については十分に検討する必要がある。  |    |
| 77 | 嘉麻市青少年育成住民会議補助金         | 嘉麻市青少年育成住民会議   | 平成元年度       | 840,000   | 生涯学習課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。   |    |
| 78 | いなつきレッツゴー通学合宿補助金        | いなつきLet'sGo通学合宿実行委員会   | 平成8年度       | 315,000   | 生涯学習課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。なお、この通学合宿補助金については、市内の各地域で取り組みやすくするために、特定の団体に対する補助金ではなく、補助メニュー化(制度化)について検討されたい。   |    |
| 79 | 嘉麻市子ども会指導者連合会活動補助金      | 嘉麻市子ども会指導者連合会  | 不明          | 873,000   | 生涯学習課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。   |    |

### 補助金見直し結果一覧表

| No | 補助金名                  | 交付先                         | 交付開始年度      | 予算措置額(円)  | 所管課   | 方向性 | 理由及び意見等  | 備考 |
|----|-----------------------|-----------------------------|-------------|-----------|-------|-----|--|----|
| 80 | 嘉麻市PTA連合会補助金          | 嘉麻市PTA連合会                   | 不明          | 1,041,000 | 生涯学習課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。   |    |
| 81 | 少年補導員連絡協議会事業運営費補助金    | 嘉麻市少年補導委員連絡協議会              | 昭和47年度以前    | 230,000   | 生涯学習課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。   |    |
| 82 | 人権・同和教育研究協議会補助金       | 嘉麻市人権・同和教育研究協議会             | 不明          | 2,547,000 | 生涯学習課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。また、補助金交付に伴う研究結果や実践活動内容等については、広く市民に公表されたい。  |    |
| 83 | ふくおか子ども駅伝大会INやまだ運営補助金 | 楽しく走ろうふくおか子ども駅伝大会INやまだ実行委員会 | 平成2年度       | 1,440,000 | 生涯学習課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費から出店関係経費を除くなど補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。また、より一層の広告料や協賛金等の自主財源の確保に努められ、参加料についても、必要に応じて見直されたい。なお、こうしたイベント補助金については、相当の上限額を設定する必要があると思われることから、上限額の設定についても併せて検討されたい。 |    |
| 84 | 嘉穂リバーサイドロードレース大会補助金   | 嘉穂リバーサイドロードレース実行委員会         | 平成元年度       | 1,689,000 | 生涯学習課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、現在、補助対象としている食糧費相当額の50万円程度を減額するのが相当である。また、より一層の広告料や協賛金等の自主財源の確保に努められ、参加料についても、必要に応じて見直されたい。  |    |
| 85 | 嘉麻市体育協会補助金            | 嘉麻市体育協会                     | 不明          | 3,240,000 | 生涯学習課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費については、団体運営に係る経費を除き、団体が実施する事業等に明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。  |    |
| 86 | 市民総合体育大会補助金           | 嘉麻市体育協会                     | 昭和48年度(旧山田) | 1,080,000 | 生涯学習課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費から参加記念品経費を除くなど補助対象経費を明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。また、相当の参加者負担金を徴収することも必要と思われることから、この点についても、併せて検討されたい。  |    |
| 87 | 県民体育大会出場補助金           | 嘉麻市体育協会                     | 不明          | 540,000   | 生涯学習課 | 減額  | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、補助対象経費を参加費や交通費のみに明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。   |    |

### 補助金見直し結果一覧表

| No | 補助金名              | 交付先           | 交付開始年度     | 予算措置額(円)   | 所管課   | 方向性    | 理由及び意見等   | 備考   |
|----|-------------------|---------------|------------|------------|-------|--------|---|------|
| 88 | 「山野の楽」保存会補助金      | 山野の楽保存会       | 平成6年度      | 270,000    | 文化課   | 減額     | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、直接的な事業経費ではないと思われる研修経費並びに繰越金額相当は減額するのが相当である。  |      |
| 89 | 嘉麻市職員厚生会補助金       | 嘉麻市職員厚生会      | 平成18年度     | 14,140,000 | 人事課   | 減額及び改善 | 職員厚生事業の内容を明確化するため、この職員厚生事業については、現在の職員厚生会への補助金形式ではなく、職員厚生会への委託事業として実施するように改善するのが相当である。このとき、委託料については、上限額として職員の年間給料支給総額に1000分の4を乗じた額以下を設定するのが適当である。この、職員厚生事業経費については、第二の職員給与などと公務員厚遇の批判を受けまいよう、市民への透明性をもっと高める必要がある。 |      |
| 90 | かま女性ネットワーク事業運営補助金 | かま女性ネットワーク    | 平成7年度(旧碓井) | 414,000    | 企画調整課 | 減額及び改善 | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金額の適正化を図るため、団体の運営経費を補助対象経費から外すなど補助対象経費を事業費に明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。また、当該補助金については、より効果的な補助金とするために、男女共同参画推進団体がワークショップやリーダー育成事業等の実施が可能となるように、実効性のある事業補助として制度化されるよう改善されたい。       |      |
| 91 | 飯塚保護司会補助金         | 飯塚保護区保護司会     | 不明         | 161,000    | 社会福祉課 | 減額及び改善 | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金交付目的及び事業内容等を考慮すれば、本補助金と飯塚市保護司会嘉麻支部補助金は統合するのが相当である。また、統合したうえで、補助金額については、近隣他市の平均程度(261,000円)に減額するのが適当である。   |      |
| 92 | 飯塚保護司会嘉麻支部補助金     | 飯塚保護区保護司会嘉麻司会 | 不明         | 282,000    | 社会福祉課 | 減額及び改善 | 補助金交付の必要性は認められるが、補助金交付目的及び事業内容等を考慮すれば、本補助金と飯塚市保護司会嘉麻支部補助金は統合するのが相当である。また、統合したうえで、補助金額については、近隣他市の平均程度(261,000円)に減額するのが適当である。   |      |
| 93 | 通学対策費補助金(稲築西小学校)  | 稲築西小学校該当地区保護者 | 不明         | 4,749,000  | 学校教育課 | 減額及び改善 | 補助金交付の必要性は認められるが、現在の稲築地区のみを対象とした交付内容では公平性を欠いており、後記(No95)嘉穂中学校なみの保護者負担の導入などにより減額するのが相当である。また、この通学対策補助については、国の基準等を参考とした明確な通学距離基準や所得要件等を導入し、市民の視点にたった校区割りの見直しについても検討する必要がある。                                       | 稲築地区 |
| 94 | 観劇会補助金(小学校)       | 市内各小学校        | 不明         | 1,852,000  | 学校教育課 | 減額及び改善 | 毎年実施する必要性は認められないため、実施回数や実施方法等を見直して経費の削減を図る必要がある。また、近隣市なみの保護者負担(事業費の2分の1)を導入する必要がある。   |      |
| 95 | 通学費補助金(嘉穂中学校)     | 嘉穂中学校対象地区保護者  | 不明         | 208,000    | 学校教育課 | 減額及び改善 | 補助金交付の必要性は認められるが、現在の嘉穂地区のみを対象とした交付内容では公平性を欠いているため、国の通学基準等を参考とした全市的な見直しが必要である。また、ヘルメットの補助については、他校との公平性の観点から廃止するのが相当である。  |      |

### 補助金見直し結果一覧表

| No | 補助金名            | 交付先                        | 交付開始年度 | 予算措置額<br>(円) | 所管課       | 方向性        | 理由及び意見等   | 備考 |
|----|-----------------|----------------------------|--------|--------------|-----------|------------|---|----|
| 96 | 観劇会補助金<br>(中学校) | 山田中学校、稲築<br>東中学校、碓井中<br>学校 | 不明     | 506,000      | 学校教育<br>課 | 減額及び改<br>善 | 毎年実施する必要性は認められないため、実施回数や実施方法等を見直して経費の削減を図る必要がある。また、観劇会の実施にあたっては近隣市なみの保護者負担(事業費の2分の1)を導入する必要がある。   |    |
| 97 | 嘉麻市文化協会<br>補助金  | 嘉麻市文化協会                    | 不明     | 1,147,000    | 生涯学習<br>課 | 減額及び改<br>善 | 本来、こうした文化的活動は、市民及び団体の自主的活動で行うべきであると思われる。そのため、本補助金については、補助金額の適正化を図るため、団体の運営経費を補助対象経費から外すなど補助対象経費を事業費に明確化したうえで、補助金額を補助対象経費の2分の1以下に減額するのが相当である。こうした文化的活動への市の支援策については、安易な補助金交付ではなく、施設使用料の減免等により支援を行うことも可能であると考えられることから、そうした支援形態に改善されたい。 |    |

### 補助金見直し結果一覧表

| No  | 補助金名            | 交付先                    | 交付開始年度          | 予算措置額(円)  | 所管課   | 方向性 | 理由及び意見等  | 備考 |
|-----|-----------------|------------------------|-----------------|-----------|-------|-----|--|----|
| 98  | 防犯灯補助金          | 碓井地区、嘉穂地区の行政区          | 不明              | 1,998,000 | 総務課   | 改善  | 必要性が認められるので、継続するのが相当である。なお、この防犯灯の取扱いについては、市内旧市町区域で相違が見受けられるので、地域と行政の役割分担を整理したうえで、市民間で不公平感の無い公平・公正な取扱いとなるよう早急に改善されたい。   |    |
| 99  | 嘉麻市衛生連合会助成金(支部) | 嘉麻市衛生連合会稲築支部、碓井支部、嘉穂支部 | 昭和40年度※嘉穂支部     | 1,233,000 | 環境課   | 改善  | 現在の支部単位で交付している本補助金については、嘉麻市衛生連合会補助金として統合し、嘉麻市衛生連合会本部に交付するよう改善するのが相当である。このとき、補助金額については、補助対象経費を明確化したうえで、補助対象経費の2分の1以下を交付するのが適当である。   |    |
| 100 | 嘉麻市生ゴミ処理容器購入補助金 | 生ごみ処理容器設置者             | 平成4年度(旧山田、旧稲築)  | 135,000   | 清掃課   | 改善  | 必要性が認められるので、継続するのが相当である。また、本補助金については、今後の循環型社会の形成やごみ減量化等のためには、補助対象を電動生ゴミ処理機等にも拡大することが有効と判断されることから、補助対象を拡大するよう改善するのが適当である。加えて、本補助金についても、今後の循環型社会の形成等のためには、市民の積極的な活用が必要不可欠と思われるので、市民への一層の周知を図られたい。  |    |
| 101 | 森林組合強化対策事業費補助金  | 嘉飯山森林組合                | 平成12年度(旧山田、旧嘉穂) | 710,000   | 農林整備課 | 改善  | 他市町との協議により本市の負担が決められているため、継続するのが相当である。なお、この嘉飯山森林組合への補助金については、当該団体が営利事業等を実施することにより生じた経常利益を出資者に対して配当金処分していることを考慮したとき、補助金交付が特定の者の利益に還元されているとも誤解を生じかねない。その意味から、補助金額と配当金については、配当金額に応じて補助金額を一定額削減するようなルールを定める必要があると思われるので、この点を改善されたい。また、当該団体の経常利益等を考慮すれば補助金の交付がなくても事業の実施は可能と思われるので、補助率の削減についても併せて検討されたい。 |    |
| 102 | 日本さくらの会賛助成金     | (財)日本さくらの会             | 平成16年度(旧碓井)     | 10,000    | 農林整備課 | 改善  | 本補助金については、補助金ではなく負担金として支出するのが適当と思われるので、改善されたい。また、本会加入によるメリットを活かせるよう、寄贈されるさくらの利用計画等を定め積極的に活用されたい。併せて、植樹した桜の維持管理を行うようなボランティア組織の育成についても努められたい。  |    |
| 103 | 教職員研修補助金        | 嘉麻市教育研究所               | 不明              | 350,000   | 学校教育課 | 改善  | 事業内容から判断すれば、教育研究所を通じた事業形態ではなく、市の直接経費として措置するよう改善するのが相当である。また、研修参加者については、受益者負担の観点から応分の負担を導入する必要がある。教育研究所については、現在の事業内容では存在価値に乏しく、廃止する方向で検討する必要があると思われる。   |    |
| 104 | 情報教育推進協議会補助金    | 嘉麻市情報教育推進協議会           | 不明              | 260,000   | 学校教育課 | 改善  | 協議会方式のやり方については、効果性や妥当性の面から問題があると思われるため、当該協議会については、廃止し、市教育委員会が所要の予算措置を行ったうえで、直接実施するよう改善するのが相当である。   |    |

### 補助金見直し結果一覧表

| No  | 補助金名            | 交付先                   | 交付開始年度  | 予算措置額(円)  | 所管課   | 方向性 | 理由及び意見等  | 備考        |
|-----|-----------------|-----------------------|---------|-----------|-------|-----|--|-----------|
| 105 | 適応指導教室体験活動補助金   | 嘉麻市教育研究所              | 不明      | 45,000    | 学校教育課 | 改善  | 必要性が認められるため、応分の保護者負担を導入した上で、継続するのが相当である。なお、保護者負担の導入にあたっては、必要に応じて所得要件を設定する必要がある。また、教育研究所が実施するやり方については、当該研究所の存続も含めて検討されたい。   |           |
| 106 | 特殊学級社会科見学補助金    | 市内各小学校                | 不明      | 405,000   | 学校教育課 | 改善  | 応分の保護者負担を導入したうえで、継続が相当である。なお、保護者負担の導入にあたっては、所得要件を設定する必要がある。  |           |
| 107 | 総合的学習補助金(小学校)   | 市内各小学校                | 不明      | 515,000   | 学校教育課 | 改善  | 総合的学習に係る経費については、補助金形式ではなく、市教育委員会の直接経費として予算措置するよう改善するのが相当である。また、現在の支出経費に大きくバラつきのある総合的学習の内容については問題があると思われるため、目的及び対象経費基準を明確にするなどして、見直す必要がある。  |           |
| 108 | 特殊学級活動費補助金      | 山田中学校、嘉穂中学校           | 不明      | 34,000    | 学校教育課 | 改善  | 事業内容から補助金形式ではなく、応分の保護者負担を導入したうえで、必要経費を学校予算で措置するよう改善するのが相当である。  | 山田地区、嘉穂地区 |
| 109 | 生徒会活動費補助金       | 市内各中学校                | 不明      | 150,000   | 学校教育課 | 改善  | 事業内容から補助金形式ではなく、学校予算で措置するよう改善するのが相当である。なお、宿泊研修や食事代については、生徒会活動として公費支出の必要性は低いと思われるため、経費の精査を行い一層の経費削減に努められたい。   |           |
| 110 | 大会出場補助金         | 各中学校                  | 不明      | 3,500,000 | 学校教育課 | 改善  | 必要性が認められるため、継続するのが相当である。継続にあたっては、応分の保護者負担の導入や市所有バスの利用促進等により一層の経費削減に努められたい。また、大会出場補助を行う場合の明確な基準が見受けられないため、速やかに交付基準等を制定し公平な取扱いに努められたい。   |           |
| 111 | 地区公民館運営費補助金(分館) | 嘉穂地区公民館4分館、山田地区公民館4分館 | 昭和30年以前 | 4,451,000 | 生涯学習課 | 改善  | 必要性が認められるため、継続するのが相当である。なお、当該補助金については、稲築地区及び碓井地区の公民館運営補助金も含めたところで、対象経費や補助率等を定めた補助金交付要綱を速やかに策定され、当該要綱に基づき、より公平・公正に交付されるよう改善されたい。また、この公民館のあり方については、中長期的な視点からの抜本的な見直しが必要と思われることから、早急に検討見直し作業に着手されたい。      | 山田地区、嘉穂地区 |
| 112 | 町内公民館補助金(自治公民館) | 稲築地区町内会公民館27館         | 昭和20年代  | 1,680,000 | 生涯学習課 | 改善  | 必要性が認められるため、継続するのが相当である。なお、当該補助金については、山田地区、嘉穂地区及び碓井地区の公民館運営補助金も含めたところで、対象経費や補助率等を定めた補助金交付要綱を速やかに策定され、当該要綱に基づき、より公平・公正に交付されるよう改善されたい。また、この公民館のあり方については、中長期的な視点からの抜本的な見直しが必要と思われることから、早急に検討見直し作業に着手されたい。 | 稲築地区      |



### 補助金見直し結果一覧表

| No  | 補助金名             | 交付先                   | 交付開始年度 | 予算措置額(円)  | 所管課   | 方向性 | 理由及び意見等  | 備考   |
|-----|------------------|-----------------------|--------|-----------|-------|-----|--|------|
| 113 | 地区公民館補助金(自治公民館)  | 碓井地区町内会公民館24館         | 昭和20年代 | 1,258,000 | 生涯学習課 | 改善  | 必要性が認められるため、継続するのが相当である。なお、当該補助金については、山田地区、嘉穂地区及び稲築地区の公民館運営補助金も含めたところで、対象経費や補助率等を定めた補助金交付要綱を速やかに策定され、当該要綱に基づき、より公平・公正に交付されるよう改善されたい。また、この公民館のあり方については、中長期的な視点からの抜本的な見直しが必要と思われることから、早急に検討見直し作業に着手されたい。 | 碓井地区 |
| 114 | 環境美化運動美しくしよう会補助金 | 美しくしよう会               | 平成19年度 | 90,000    | 生涯学習課 | 改善  | 事業内容から、企画調整課所管の「花とみどりのまちづくり事業補助金」に統合するのが相当である。   |      |
| 115 | 合宿研修会補助金1(稲築地区)  | 稲築解放子ども会夏休み合宿研修会実行委員会 | 平成2年度  | 360,000   | 生涯学習課 | 改善  | 当該事業については県の補助金が利用できることから、県補助金を利用する碓井地区の実施方法(市直営)に改善するのが相当である。また、受益者負担の適正化の観点から、参加者からは相当の参加負担金を徴収されたい。  | 稲築地区 |
| 116 | 合宿研修会補助金2(嘉穂地区)  | もやい子ども会合宿研修会実行委員会     | 不明     | 243,000   | 生涯学習課 | 改善  | 当該事業については県の補助金が利用できることから、県補助金を利用する碓井地区の実施方法(市直営)に改善するのが相当である。また、受益者負担の適正化の観点から、参加者からは相当の参加負担金を徴収されたい。なお、当該補助金の交付団体の事務局を市職員が行っている件については、速やかに改善されたい。   | 嘉穂地区 |

別添 2

参 考 資 料

嘉麻市行政改革推進審議会委員名簿

| No | 区 分                | 所属機関等名                    | 氏 名    | 備 考 |
|----|--------------------|---------------------------|--------|-----|
| 1  | 学識経験者等有識者関係        | 北九州大学<br>名誉教授             | 山崎 克明  | 会長  |
| 2  | 学識経験者等有識者関係        | 元嘉穂南部1市3町合併協議会特別職報酬等審議会会長 | 大里 速   | 副会長 |
| 3  | 学識経験者等有識者関係        | 九州北部税理士会<br>飯塚支部会員        | 宮本 克彦  |     |
| 4  | 学識経験者等有識者関係        | 山田商工会議所<br>会頭             | 松岡 光昭  |     |
| 5  | 学識経験者等有識者関係        | 福岡銀行稲築支店<br>支店長           | 薄田 俊和  |     |
| 6  | 各種団体関係<br>(行政区関係)  | 稲築地区行政区長会<br>会長           | 平田 千敏  |     |
| 7  | 各種団体関係<br>(女性団体関係) | 元嘉麻市PTA連合会嘉穂ブロック母親委員会委員長  | 齋藤 智子  |     |
| 8  | 各種団体関係<br>(福祉団体関係) | 民生委員・児童委員協議<br>会会長        | 大山 博之  |     |
| 9  | 住民関係               |                           | 小西 千鶴子 |     |
| 10 | 住民関係               |                           | 橋本 直美  |     |
| 11 | 住民関係               |                           | 尾崎 由美  |     |
| 12 | 住民関係               |                           | 津留崎 稲美 |     |

## 審議の経過

| 回数   | 開催年月日    | 内 容   | 備 考 |
|------|----------|---|-----|
| 第1回  | H19.5.11 | 諮問内容について<br>補助金見直しの進め方について<br>今後のスケジュールについて                     |     |
| 第2回  | H19.5.17 | 補助金見直しにあたっての基本的な考え方について<br>補助金等個別調査表について<br>補助金交付団体アンケートについて    |     |
| 第3回  | H19.6.29 | 補助金の評価方法について<br>補助金所管課ヒアリングについて                                 |     |
| 第4回  | H19.7.24 | 補助金所管課ヒアリングについて<br>・学校教育課                                       |     |
| 第5回  | H19.7.31 | 補助金一次評価について<br>・7/24ヒアリング分<br>補助金所管課ヒアリングについて<br>・学校教育課         |     |
| 第6回  | H19.8.7  | 補助金一次評価について<br>・7/31ヒアリング分<br>補助金所管課ヒアリングについて<br>・生涯学習課         |     |
| 第7回  | H19.8.21 | 補助金一次評価について<br>・8/7ヒアリング分<br>補助金所管課ヒアリングについて<br>・生涯学習課          |     |
| 第8回  | H19.8.28 | 補助金一次評価について<br>・8/21ヒアリング分<br>補助金所管課ヒアリングについて<br>・生涯学習課・文化課     |     |
| 第9回  | H19.9.4  | 補助金一次評価について<br>・8/21、8/28ヒアリング分                                 |     |
| 第10回 | H19.9.11 | 補助金所管課ヒアリングについて<br>・商工観光課・企画調整課                                 |     |
| 第11回 | H19.9.18 | 補助金一次評価について<br>・9/11ヒアリング分<br>補助金所管課ヒアリングについて<br>・農林整備課・農政課・土木課 |     |

## 審議の経過

| 回数   | 開催年月日     | 内 容   | 備 考 |
|------|-----------|---|-----|
| 第12回 | H19.9.25  | 補助金一次評価について<br>・9/18ヒアリング分<br>補助金所管課ヒアリングについて<br>・社会福祉課                     |     |
| 第13回 | H19.10.2  | 補助金一次評価について<br>・9/25ヒアリング分<br>補助金所管課ヒアリングについて<br>・子ども育成課・健康課・高齢者介護課・人事課・総務課 |     |
| 第14回 | H19.10.9  | 補助金一次評価について<br>・9/25、10/2ヒアリング分<br>補助金所管課ヒアリングについて<br>・税務課・環境課・清掃課・人権同和対策課  |     |
| 第15回 | H19.10.16 | 補助金一次評価について<br>・10/9ヒアリング分<br>補助金見直しに関する答申(骨子案)について                         |     |
| 第16回 | H19.11.6  | 補助金二次評価について<br>補助金見直しに関する答申(案)について  |     |
| 第17回 | H19.11.13 | 補助金見直しに関する答申(案)について<br>答申の決定について  |     |

## 見直し対象外とした補助金一覧表

| No | 補助金等の名称                | 交付先               | 予算額(円)     | 所管課    | 理由   | 備考     |
|----|------------------------|-------------------|------------|--------|------|--------|
| 1  | 浄化槽設置整備事業補助金           | 各補助金申請者           | 67,473,000 | 環境課    | 国県補助 |        |
| 2  | 単位老人クラブ補助金             | 嘉麻市老人クラブ連合会       | 4,617,000  | 高齢者介護課 | 国県補助 |        |
| 3  | 老人クラブ連合会補助金            | 嘉麻市老人クラブ連合会       | 2,844,000  | 高齢者介護課 | 国県補助 |        |
| 4  | 嘉麻市住みよか事業費補助金          | 事業利用申請者(個人)       | 4,500,000  | 高齢者介護課 | 国県補助 |        |
| 5  | 社会福祉法人利用者減免措置補助金       | 事業を実施した社会福祉法人     | 90,000     | 高齢者介護課 | 国県補助 |        |
| 6  | 障害者住宅改造助成金             | 事業利用申請者(個人)       | 900,000    | 社会福祉課  | 国県補助 |        |
| 7  | 地域子育て支援センター事業補助金1      | 恵大保育園             | 2,513,000  | こども育成課 | 国県補助 |        |
| 8  | 地域子育て支援センター事業補助金2      | 明見保育園             | 7,773,000  | こども育成課 | 国県補助 |        |
| 9  | 農業経営体育成資金利子補給金         | 福岡嘉穂農業協働組合        | 68,000     | 農政課    | 国県補助 | 市費負担無し |
| 10 | 農業経営基盤強化資金利子補給金        | 福岡嘉穂農業協働組合        | 6,000      | 農政課    | 国県補助 | 市費負担無し |
| 11 | 農業経営基盤強化資金(スーパーL)利子補給金 | 福岡嘉穂農業協働組合        | 6,000      | 農政課    | 国県補助 | 市費負担無し |
| 12 | 水田農業推進協議会補助金           | 嘉麻市内水田農業推進協議会     | 624,000    | 農政課    | 国県補助 | 市費負担無し |
| 13 | 家畜排泄物資源化促進事業補助金        | 農組)山田市畜産会有機農業センター | 11,500,000 | 農政課    | 国県補助 |        |
| 14 | 幼稚園就園奨励費補助金            | 各幼稚園(14園)         | 29,668,000 | 学校教育課  | 国県補助 |        |
| 15 | 発展学習ふくおかプログラム開発事業補助金   | 嘉穂中、大隈小、牛隈小、千手小   | 380,000    | 学校教育課  | 国県補助 | 市費負担無し |
| 16 | 嘉穂土地改良区償還金補助金          | 嘉穂土地改良区           | 19,793,000 | 農林整備課  | 債務負担 |        |
| 17 | 千手土地改良区償還金補助金          | 千手土地改良区           | 23,065,000 | 農林整備課  | 債務負担 |        |

## 見直し対象外とした補助金一覧表

| No | 補助金等の名称            | 交付先           | 予算額(円)     | 所管課    | 理由    | 備考            |
|----|--------------------|---------------|------------|--------|-------|---------------|
| 18 | 下牛隈土地改良区償還金補助金     | 下牛隈土地改良区      | 1,935,000  | 農林整備課  | 債務負担  |               |
| 19 | 南嘉穂土地改良区償還金補助金     | 南嘉穂土地改良区      | 4,800,000  | 農林整備課  | 債務負担  |               |
| 20 | 農業施設等台風災害復旧資金利子補給金 | 福岡嘉穂農業協働組合    | 1,000      | 農政課    | 債務負担  |               |
| 21 | 農業近代化資金利子補給金       | 福岡嘉穂農業協働組合    | 20,000     | 農政課    | 債務負担  |               |
| 22 | 農業振興資金利子補給金        | 福岡嘉穂農業協働組合    | 237,000    | 農政課    | 債務負担  |               |
| 23 | 各地区防犯灯整備補助金(碓井)    | 碓井地区行政区       | 90,000     | 総務課    | 廃止決定  | H19から他の科目で措置  |
| 24 | し尿収集補助金            | 山田、稲築、碓井地区住民  | 37,706,000 | 清掃課    | 廃止決定  | H21から廃止       |
| 25 | 傷痍軍人会補助金           | 嘉麻市傷痍軍人会同妻の会  | 86,000     | 社会福祉課  | 廃止決定  | H20から廃止       |
| 26 | 原爆被害者の会補助金         | 原爆被爆者の会嘉麻支部   | 45,000     | 社会福祉課  | 廃止決定  | H20から廃止       |
| 27 | 乳児保育促進事業補助金        |               | 1,764,000  | こども育成課 | 廃止決定  | H19から廃止       |
| 28 | 次世代育成事業補助金         |               | 500,000    | こども育成課 | 廃止決定  | H19から廃止       |
| 29 | 嘉麻市母子寡婦福祉会補助金      | 嘉麻市母子寡婦福祉会※解散 | 96,000     | こども育成課 | 廃止決定  | H19から廃止(解散)   |
| 30 | 児童給食費補助事業補助金       | みどり保育園        | 300,000    | こども育成課 | 廃止決定  | H20から廃止       |
| 31 | 学級運営補助金            | 碓井開放学級(11学級)  | 132,000    | 生涯学習課  | 廃止決定  | H20から廃止       |
| 32 | 水道会計補助金            | 水道企業会計        | 1,000      | 財政課    | 事務処理用 | 水道会計支出用(存置科目) |

補助金等個別調査票(概要関係)

様式1

|                  |              |            |                |       |        |
|------------------|--------------|------------|----------------|-------|--------|
| 補助金等名称           |              |            | 所 管 課          |       |        |
| 根拠法令             |              |            | 補助金種別          |       |        |
| 交 付 先            |              |            | 開始年度           |       |        |
| 交付目的             | どういった対象を(対象) |            | どのようにしたいのか(意図) |       |        |
|                  |              |            |                |       |        |
| 年 度              | H17実績        | H18実績      | H19見込み         |       |        |
| 補助金交付額           |              |            |                |       |        |
| 内 訳              | 国 庫          |            |                |       |        |
|                  | 県 費          |            |                |       |        |
|                  | その他          |            |                |       |        |
|                  | 一 財          |            |                |       |        |
| 事業費総額            |              |            |                |       |        |
| 補助金の率            |              |            |                |       |        |
| 繰 越 額            |              |            |                |       |        |
| 補助金の積算根拠         |              |            |                |       |        |
| 補助金の使途           |              |            |                |       |        |
| 補助金交付による効果(又は成果) | (内容)         | 効果(又は成果)指標 |                |       |        |
|                  |              | 名称         | 単位             | H18実績 | H19見込み |
|                  |              |            |                |       |        |
|                  |              |            |                |       |        |
| 補助金のこれまでの見直し状況   |              |            |                |       |        |
| 所管課意見            |              |            |                |       |        |



## 補助金等交付団体アンケート

嘉麻市行政改革推進審議会では、市長からの諮問を受け、市が交付している補助金等の見直し作業を現在行っているところです。

このアンケートは、補助金等の見直しにあたって参考とするものですので、お忙しいところ恐縮ですが、趣旨ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

嘉麻市行政改革推進審議会 会長 山崎 克明

●団体名： \_\_\_\_\_

●代表者名： \_\_\_\_\_

●所在地： \_\_\_\_\_

●構成人数： \_\_\_\_\_

問1 団体の設立目的は何ですか。

問2 団体の設立年度はいつですか。

問3 団体はどのような活動をおこなっていますか。(※具体的に記入してください)

問4 補助金の交付を受けることで、どのようなことが実現できましたか。

問5 市からの補助金以外で主な収入は何ですか。該当している項目全てに○を付けてください。

- ①無し                      ②会費                      ③寄附                      ④事業収入  
⑤他の補助金等              ⑥その他（                      ）

問6 団体では会費などを徴収していますか。該当している項目に○をつけてください。また徴収している場合、一人当たりどのくらいの額を徴収していますか。

- ①徴収している（一人当たり                      円／                      ）  
②徴収していない

問7 会費を徴収していない場合、その理由は何ですか。

問8 将来、補助金の交付を受けずに団体を運営していくことができると思えますか。該当している項目に○をつけてください。

- ①運営できる                      ②運営できない

問9 問8で「①運営できる」と回答された団体にお尋ねします。いつ頃から補助金の交付を受けずに運営できると思えますか。該当している項目に○をつけてください。

- ①今年度から                      ②来年度から                      ③3年後から                      ④5年後から  
⑤その他（                      ）

問10 問8で「②運営できない」と回答された団体にお尋ねします。補助金の交付を受けないと運営できない理由は何ですか。

問 1 1 団体の会計処理などの事務局は、どなたがされていますか。該当している項目に○をつけてください。

①団体の構成員          ②市の担当者等          ③その他（                                  ）

問 1 2 問 1 1 で「②市の担当者等」と回答された団体にお尋ねします。団体の事務局を市の職員が行っている理由は何ですか。

問 1 3 補助金等の見直しについてご意見等があれば、何なりとご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

### 補助金等見直し評価シート

整理番号

補助金名

主管課名

委員名:

| 区分  | No | 評価項目  | 関連項目  | 評価内容 |   |   |   |
|-----|----|---|-------|------|---|---|---|
|     |    |   |       | A    | B | C | D |
| 公益性 | 1  | 市民の福祉の推進等、高い必要性(公益性)が認められるか                         | ①、②、③ |      |   |   |   |
|     | 2  | 特定のもののみの利益ではなく、広く市民の利益になっていると認められるか                 | ⑤     |      |   |   |   |
|     | 3  | 行政と市民の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であると認められるか                | ④     |      |   |   |   |
|     | 4  | 補助金が固定化・既得権化していないと認められるか                            | ⑥     |      |   |   |   |
| 効果性 | 5  | 事業目的は達成されていないと認められるか                                | ⑦     |      |   |   |   |
|     | 6  | 事業目的や事業活動は、社会経済情勢に合致していると認められるか                     | ①、⑨   |      |   |   |   |
|     | 7  | 補助金交付に対する費用対効果は認められるか                               | ⑧、⑩、⑪ |      |   |   |   |
| 適正性 | 8  | 補助金の支出根拠(目的、根拠法令や積算基礎)は明確と認められるか                    | ⑫     |      |   |   |   |
|     | 9  | 団体の適格性は認められるか<br>※会計処理、用途、団体の設置目的等は適切か              | ⑬、⑯   |      |   |   |   |
|     | 10 | 補助金の対象経費は明確であり、適切と認められるか<br>※不適切な経費が補助対象経費に含まれていないか | ⑮     |      |   |   |   |
|     | 11 | 補助金額は、適正な額と認められるか                                   | ⑭、⑯、⑰ |      |   |   |   |
|     | 12 | 補助期間の終期は設定しているか                                     | ⑱     |      |   |   |   |
| 他   | 13 | その他改善点はないと認められるか<br>※類似の補助金は他にないか、職員が事務局をやっていないか    | ⑲、⑳   |      |   |   |   |
| 計   |    |   |       |      |   |   |   |

参考

※評価内容

A:認められる  
C:どちらかといえば認められない

B:どちらかといえば認められる  
D:認められない

### 審 議 会 評 価 欄

方向性

継続     
 廃止     
 減額     
 改善     
 その他(                      )

理由及び意見等